

令和8～10年度 地域振興事業（長期継続契約）
御前崎市市民協働センター運営業務委託
プロポーザル審査基準及び配点

審査基準	配点
(1) 事業者に関する項目 (35点)	
①法人の活動目的や事業内容は、センター業務に適しているか (※)	10
②中間支援事業についての実績を有しているか	5
③応募の理由が、法人の強みや事業実績等を活かし、センターの運営業務に適した内容となっているか (※)	10
④事業計画を確実に運営できる体制となっているか (※)	10
(2) 企画・技術提案に関する項目 (160点)	
①センターの運営理念はセンターのあるべき姿と合致しているか	10
②地域の特色を生かし、効果的で実現可能な事業計画となっているか	10
③協働の担い手の支援	40
④協働への参画機会の拡充	30
⑤多様な主体のネットワーク構築	20
⑥新しい取組・チャレンジを生み出すための支援	20
⑦地区センターとの連携及び支援	10
⑧市民協働センターの管理等	10
⑨本業務に対する取組意欲が強く感じられたか	10
(3) 参考見積価格に関する項目 (5点)	
①提案限度額内に収まっているか (※)	5
合計点	200

・下線で示す評価内容は、書類審査の対象とする。

・(※)で示す評価内容は、その要件を満たさない場合、失格とする。